

## 高齢者見守りネットワークの推進について

高齢化がより一層進行することを考えると、高齢者の消費者被害に対応するためには、高齢者本人が消費生活センター等に相談することを待っているだけでは、必ずしも十分とはいえない。

高齢者の消費者被害に対応するためには、高齢者の周りにはいる人が高齢者の消費生活の安全に常に気を配り、もし何等かの異変を察知した場合には、消費生活センター等の機関に適切につなぐことで、高齢者を地域で見守る体制を構築することも有効である。

昨年の消費者安全法の改正により、消費者安全の確保のための「消費者安全確保地域協議会」の設置を国及び地方公共団体が行うことができる（法第 11 条の 3）こととされた。

消費者庁では、人口 5 万以上の市町においては、この協議会を設置するよう呼びかけているところである。

### □本府における取組内容

#### （1）府福祉部との連携

○ 関係団体等の会議・研修の場を通じて、見守り者に対する啓発、情報提供の実施

・コミュニティーソーシャルワーカーのブロック別連絡協議会、民生委員協議会会長連絡会等を始めとした各種会議での情報提供、簡単な講義の実施

※H27年度 情報提供 9回

講義 3回 予定

○ 認知症徘徊行動等による行方不明高齢者等の早期発見・保護など、高齢者の見守り等の推進を通じて、高齢者にやさしい地域づくりの実現を図るため、コンビニと締結する協定に、「消費者問題に関する見守り活動」を盛り込む。

・店頭でのポスター等による啓発

・日常業務を通じて高齢者の消費者被害からの見守り支援活動

#### （2）市町村に対する高齢者見守りネットワーク活動の先進的事例の紹介